

学部生・大学院生対象（奨学金返還支援）

奨学金事業実施名	山梨県ものづくり人材就業支援事業費補助金
応募資格及び対象	<p>申込日現在に、大学、大学院等のうち、理学部、工学部もしくはこれらに準ずる学部、研究科等（以下「大学等」という。）に在学し、次の各号のすべてに該当する学生のうち平成29年度末卒業予定の方を対象とします。</p> <p>① 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金（以下「奨学金」という）の貸与を受けていること。 ② 平成30年9月末までに、対象業種企業における、企画・開発、製造部門への就職を希望していること。 ③ 平成30年4月初日から10年の間に、合算して8年間以上山梨県内に勤務し、かつ県内に定住する見込みであること。</p> <p>※対象業種企業…県内に本社を有する中小企業または勤務先を山梨県に限定した採用を行っている企業のうち、日本標準産業分類に規定する次の業種のいずれかに該当する企業 プラスチック製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業</p>
補助要件等	<p>【補助上限額】 大学等の在学時に、奨学金として貸与を受けた額のうち、卒業前2年間に貸与を受けた額 ※卒業後10年間に、県内に住所を有し、対象業種企業の県内事業所に就業した期間に応じて支給（通算8年間勤務で補助上限額の満額を支給） ※通算勤務期間3年未満で交付決定の取り消しを受けた場合、補助対象外となり、それまでに交付を受けた補助金がある場合は返還が必要となります。 ※転勤等により県外事業所で勤務した期間は補助期間に含まれません。</p> <p>【毎年度補助額】 補助上限額×1/8×前年度に対象業種企業の県内事業所で勤務した月数÷12</p>
願書提出日	平成29年8月31日（木）
応募書類配布先	申請様式は、山梨県産業労働部産業人材育成課のホームページ http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/syuugyohojyokin/syuugyohojyo_top.html に掲載しています。
応募書類提出先	山梨県産業労働部産業人材育成課人材育成担当へ持参又は簡易書留により直接提出してください。
備考	制度の詳細は下記のHPで確認してください。 http://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-jin/syuugyohojyokin/syuugyohojyo_top.html